

2020年5月12日

「両眼視メガネ」について

過日の新聞報道^{注)}で、「両眼視メガネ」という特殊な眼鏡が存在するかのように国民の皆様に誤解を与えかねない内容がございました。なかでも斜視や弱視で治療中のお子様をお持ちの保護者の方におかれましては、現在受けている治療にたいして不安に思われたことと 思います。

日本弱視斜視学会、日本小児眼科学会、日本視能訓練士協会、日本眼科医会、日本眼科学会がこの眼鏡を推奨しているわけではないことを明らかにするとともに、正しい情報をご提供します。

1. 子どもの視力不良や、視力の左右差は、早急に治療が必要な目の病気の可能性があります。眼科での診断を受けることなく安易に眼鏡を作成することは、早期に発見すれば治療可能な疾患を見逃すおそれがあります。
2. 左右の眼で見ているものを組み合わせて両眼で見る能力を「両眼視機能」と言います。両眼視がうまくできない背景には、斜視や弱視がありますが、これらの診断・治療は医師が行う医療行為にあたり、他の職種の方は行うことができません。また、斜視や弱視の治療のための医師の処方に基づいて作成された9歳未満のお子さんの眼鏡は「治療用の医療器具」として医療保険の補助を受けることができます。
3. 子どもの視力検査、両眼視機能の検査、また斜視や弱視の治療としての視能訓練は国家資格である視能訓練士が医師の指示の下で眼科にて保険診療で行っています。
4. 視力が良くても、文字を読んだり、書いたりすることが苦手な、いわゆる「読書障害」「書字障害」「よみかき困難」「学習障害」のお子さんは、眼の問題ではなく、見たものを意味のあるものに変換することが苦手です。しかし、このようなお子さんの中にも、斜視や屈折異常、調節障害のために眼鏡が必要なかたがおられます。

お子さんの視力や両眼視にご不安をお持ちの保護者の皆様におかれましては、眼科専門医を受診させていただきますようお願いします。

注：2020年4月18日付け朝日新聞記事：ツール46「両眼視メガネ」